

○岡山県後期高齢者医療広域連合嘱託職員取扱規程

平成19年3月28日

広域連合訓令第8号

(趣旨)

第1条 この規程は、岡山県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）嘱託職員（以下「嘱託職員」という。）の任用、服務、勤務条件等の身分の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「嘱託職員」とは、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第3号の規定により任用された非常勤の嘱託職員であつて、広域連合長が任命するものをいう。

(任用の手續)

第3条 課の長（以下「所属長」という。）は、嘱託職員を任用するときは、事業、予算状況を明らかにする書類その他の必要書類に任用しようとする者の履歴書を添付して起案し、総務課長の合議を経て事務局長の決裁を得なければならない。

(職務及び員数)

第4条 嘱託職員が従事する職務及び任用の員数は、広域連合長が当該年度ごとに決定するものとする。

(任用期間)

第5条 嘱託職員の任用期間は、原則として1年以内とし、5年を超えて更新することはできない。

2 高度な知識経験又は資格免許を必要とする職その他これらに準ずるものと任命権者が認める職に任用する場合には、前項の規定は適用しない。

(服務)

第6条 嘱託職員は、職務の遂行に当たっては、法令又はこの規程の定めを遵守し、かつ、所属長の指示に従い、全力を挙げてこれに専念しなければならない。

2 嘱託職員は、その職の信用を傷つけるような行為をしてはならない。

3 嘱託職員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(解職)

第7条 広域連合長は、嘱託職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、その職を解くことができる。

(1) 退職の願い出があつた場合

(2) 前条の規定に違反した場合

(3) 勤務実績が良くない場合

(4) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合

(5) 前各号に掲げる場合のほか、その職に必要な適格性を欠くと認められる場合

(勤務日数)

第8条 嘱託職員の勤務日は、職務の実態に応じて所属長が定める。

(勤務時間)

第9条 嘱託職員の勤務時間は、その職務の性質等を考慮して任命権者が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第10条 嘱託職員の報酬及び費用弁償は、任命権者が別に定める。

(報酬の減額)

第11条 嘱託職員が勤務しないときは、その勤務しない1時間につき、次項に規定する勤務1時間当たりの報酬額を減額して報酬を支給する。

2 勤務1時間当たりの報酬は、報酬月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(年次有給休暇)

第12条 嘱託職員の年次有給休暇は、一の年度(4月1日から翌年の3月31日までをいう。以下同じ。)ごとにおける休暇とし、その日数は、任命権者が別に定める。

2 前項の年次有給休暇の日数は、任用期間が更新された者については、更新年度1年につき1日を加算するものとする。

3 年次有給休暇の残日数(端数は、切り捨てる。)は、10日を限度として翌年度に繰り越すことができる。

(損害賠償の義務)

第13条 嘱託職員は、自己の責めに帰すべき事由により、広域連合に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(公務災害等の補償)

第14条 嘱託職員の公務又は通勤による災害補償については、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)又は岡山県市町村総合事務組合の運営に関する条例(平成17年岡山県市町村総合事務組合条例第1号)の定めるところによる。

(社会保険等)

第15条 嘱託職員は、その勤務条件が健康保険法(大正11年法律第70号)、厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)、雇用保険法(昭和49年法律第116号)及び労働者災害補償保険法の定める資格要件を満たす場合は、当該保険の被保険者となるものとする。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、嘱託職員の取扱いに関し必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成19年7月1日広域連合訓令第10号)

この訓令は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成26年4月1日広域連合訓令第1号)

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。